

◆ リスクアセスメント対象 ◆ 化学物質のばく露防止措置 ◆

ます。今回はばく露防止措置について紹介いたします。

■ 作業場の化学物質濃度について

労働安全衛生規則（以下、安衛則という）等の一部を改正する省令により、事業者は化学物質の自律管理を行う必要があります。事業者は対象物質のリスクアセスメントを実施し、リスクの周知や、対策を行い、リスクアセスメント対象物質にばく露した労働者が健康被害を起さないように管理しなければなりません。今までの有機溶剤、特定化学物質などの特別力などで細かく決められているものが多かったのですが、特別則以外の物質はばく露防止措置に關して事業者が選択していることは、有機則の場合、各型式の排気装置に応じた制



ばく露防止措置について
化学物質のばく露防止措置として
は、

- (1) 有害性の低い物質への代替
- (2) 装置等の密閉化
- (3) 局所排気装置又は全体換気装置の設置
- (4) 作業方法の改善
- (5) 保護具の使用

御風速を満たす設備を設置することが義務とされており、設備の設置の有無というプロセスが求められていました。

しかし、化学物質の自律管理においては、実際に作業者が吸い込む有害物質のばく露量を「最小限度にする」「濃度基準値以下とする」といった結果が求められています。

このような管理ができるれば、ほぼ労働者に健康被害が起きることはなく、原則として各化学物質に関する健康診断を行なうべきです。これまでの特別則では局所排気装置の設置や増設が作業場の改善としては多かつたのですが、有機溶剤系塗料から水性塗料（有害物の含有が少ない）へ切り替えた所や、全体換気装置による対策で濃度が下がった事業所もあり

ます（写真）。全体換気装置は規則によつては風量の規定のみあつたり、風量の規制がないものもあるため、滞留箇所が多い場合や能力不足の場合、設置してもなかなか濃度低減につながらないケースもあるのが現状です。しかし、最近では建屋の形で気流のシミュレーションを行い、滞留箇所をなくし、効率よく換気するシステムを設計できる全体換気装置もあり、弊社顧客でも全体換気により3割程度浮遊粉じん量が減少した例もあります。

弊社の測定先事業所においても今まで局所排気装置の設置や増設が作業場の改善としては多かつたり、対策によりコストに幅が出るので、自社の状況を把握し、早めに措置の検討をしてみてはいかがでしょうか。（株）アイエンス）